公告 第 396 号
令和8年10月28日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LWD10403960	6MM01A10289 0001		

品名　または　件名
駐屯地消防設備点検役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名
その他

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
東千歳駐屯地	管理科　金曽事務官（３３２１）
搬入場所	納期または工期
	令和9年3月31日（水）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊東千歳駐屯地 第３２４会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月11日（水）10時30分　第324会計隊　入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
（１）　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
イ　令和８年度有効の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者である事。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
ウ　別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　「入札及び契約心得」を厳守している者。
カ　各都道府県消防設備協会の表示登録会員、又は各都道府県消防設備協会の会員であること。
キ　北海道内に本社もしくは支社を配置する者とする。

（２）　保証金等に関する事項
ア　入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

（３）　入札の無効
ア　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札金額、入札者の氏名判別し難い入札
エ　電報・ＦＡＸによる入札

オ　入札開始時刻に遅れた者による入札
カ　誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
キ　次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

（４）　落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により決定する。

（５）　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）　契約条項

本契約は「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

（７）　契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が１００万円未満の場合は契約書を作成しない。

（８）　その他

ア　再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合別示とする。

イ　郵便入札
件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和８年１１月１０日（火）１７時までに第３２４会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

ウ　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。

エ　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ　各都道府県消防設備協会の表示登録会員、又は各都道府県消防設備協会の会員であることを証明する書類について令和８年１１月４日（水）１２時までにＦＡＸにて送付すること。

カ　特記仕様書その他（２）で示す住所等の通知は、令和８年１１月４日（水）１２時までにＦＡＸにより書面にて通知すること。

キ　入札に関する事項の問合わせ先
〒066-8577
北海道千歳市祝梅1016
陸上自衛隊　東千歳駐屯地　第３２４会計隊　契約班（担当：桶屋）
TEL0123-23-5131（内3441）　　FAX0123-23-3642（直通）

ク　仕様書に関する事項の問合わせ先
陸上自衛隊東千歳駐屯地　（担当：金曽）
TEL0123-23-5131（内3321）

（９）　公告掲示場所及び期間

ア　掲示場所
（ア）　東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所
（イ）　北部方面会計隊ホームページ

イ　掲示期間
令和８年１０月２８日（水）～　令和８年１１月１１日（水）

特　記　仕　様　書

１　役 務 名：　駐屯地消防設備保守点検役務

２　役務場所：　千歳市祝梅１０１６　東千歳駐屯地

３　役務概要：　自動火災報知設備及び屋内消火栓設備の機器・総合点検

総合点検・機器点検　１１月～１２月実施（６５ヶ所）

機器点検　　２月～　３月実施（６５ヶ所）

一般共通事項

項目		事項
１	総則	図面及び本仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地において実施する「駐屯地消防設備保守点検役務」について必要な事項を規定する。
２	役務	本役務は、仕様書及び関係法令並びに告示に基づき点検及び報告を行う。特記のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版に基づいて行うものとする。
３	疑義	本仕様書及び図面に明記のないとき、又は疑いを生じた場合は入札実施前に官側と協議する。その際、書面にて質疑書を提出するものとする。
４	現場管理	１）役務現場は、常に諸材料その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 ２）出入口及び危険性のある場所には、危険標示等の処理を行う。 ３）役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は、厳禁とする。 ４）その他官側の規則等に従う。
５	書類手続	本役務に必要な書類等は監督官の指示に従い遅滞なく行う。
６	工事写真	下表のとおり 本役務の役務写真は、請負業者により撮影（デジタルカメラ撮影可）しアルバム等に整理のうえ監督官に提出する。建物毎・点検項目毎・設備毎に撮影するものとし、細部は官側の指示に従うものとする。
７	使用資器材	点検に使用する器具及び消耗品等は、請負業者負担とする。
８	報告書	点検結果報告書（総合２部、機器１部）を作成し、監督官に提出する。
９	跡片付け	役務完了に際しては、役務現場の跡片付け及び清掃を行い設備内部も含め、役務実施前の状況に復旧するものとする。実施前の状況については請負業者の責任において事前に確認するものとする。

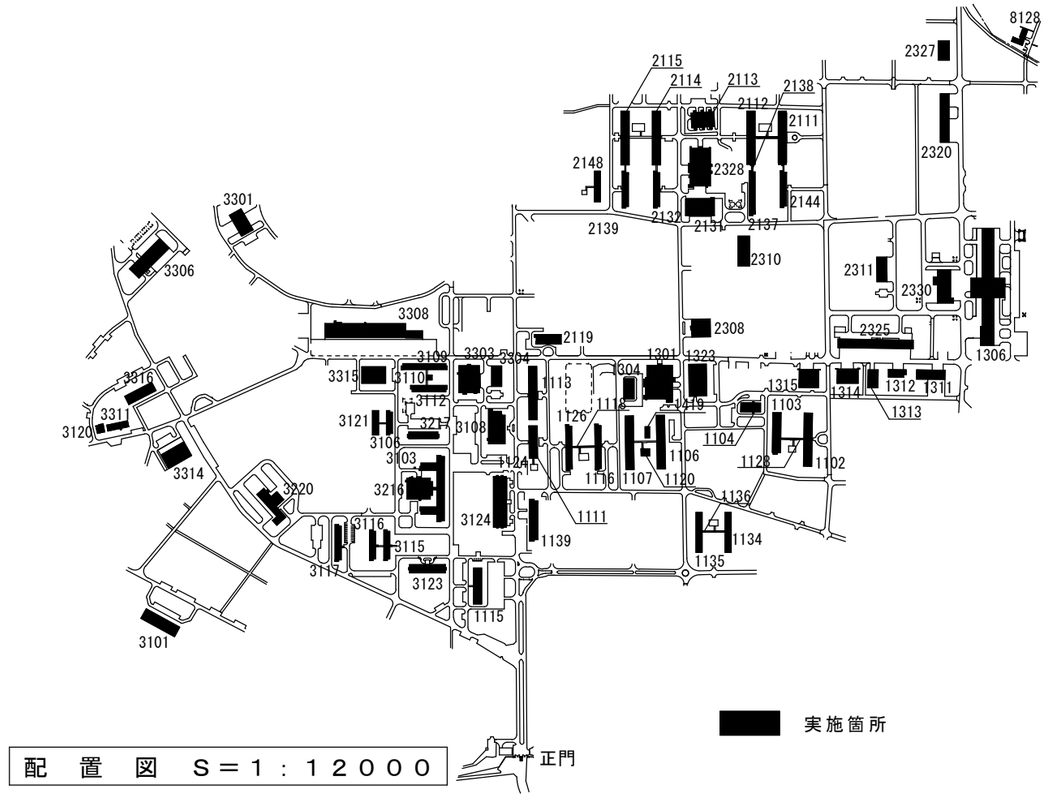
分類	規格	撮影箇所	焼付部数
役務前	Ｌ版程度とする	監督官の指示による	１部
役務中			１部
役務後			１部

特記事項

項目		事項
１	点検資格	請負業者は各都道府県消防設備協会の表示登録会員、又は各都道府県消防設備協会の会員であることとする。
２	実施日程	契約完了後、速やかに建物毎の実施日程表案を提出するものとる。その後、官側から提示する時程表に基づき点検業務を実施するものとする。
３	実施項目・要領	点検にあたっては次頁以降で示す点検対象設備について関係法令・告示で示された内容・要領に基づき入念に実施するものとする。

特記事項

項目		事項
４	現状復旧	点検終了後、設備を現状に復旧するものとする。特に屋内消火栓用配管については、凍結防止のため確実に配管内の水抜きを実施するものとする。
５	その他	(1)　前期の点検終了時から令和８年度内において確認された消防用設備の不具合については、請負業者がその原因を無償で調査するものとし消防設備点実施時の不備等、請負業者の責に帰すべき事由が認められる場合は請負業者が補修を無償で実施するものとし経年劣化等、請負業者の責によらない場合は補修方法の提案及び補修に要する見積額の提示を無償で実施するものとする。 (2)　前項の不具合時の対応については、速やかに正常に復旧し安全を担保するため悪天候等のやむを得ない場合を除き、不具合発生から２時間以内に実施するものとする。本内容を担保するため、北海道内に本社もしくは支社を配置する者のみ本役務を請け負えるものとし、入札前に当該社屋の住所等について官側に通知するものとする。



配　置　図　Ｓ＝１：１２０００

役務名	駐屯地消防設備保守点検役務					図面番号	1／5
種別	仕様書・配置図					縮尺	図示
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	給排水係長	電気係長	工事企画係	設計
了	了	了	了	了	了	了	了
陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊					令和８年１０月２７日		

	点検施設	受信機	熱感知器			煙感知器	発信機	表示灯	電鈴	蓄電池	誘導標識	誘導灯
			差動式	定温式	差動分布式	光電式						
1	＃１１０２隊舎	P型1級（18回線）×１	137	24		25	10	10	10	1	13	
2	＃１１０３隊舎	P型1級（12回線）×１	70	19		16	6	6	6	1	15	
3	＃１１０４西売店	P型2級（2回線）×１	15	3			1	1	2	1		5
4	＃１１０６隊舎	P型1級（14回線）×１	132	5		17	9	9	9	1	21	
5	＃１１０７隊舎	P型1級（16回線）×１	94	25		23	11	11	11	1	22	
6	＃１１１１庁舎	P型1級（8回線）×１	66	5		21	7	7	7	1	18	
7	＃１１１３庁舎	P型1級（9回線）×１	130	7		30	9	9	9	1	27	
8	＃１１１５庁舎	P型1級（8回線）×１	9	5		43	4	4	4	1	12	
9	＃１１１６隊舎	P型1級（12回線）×１	118	18		20	9	9	9	1	37	
10	＃１１２６隊舎	P型1級（10回線）×１	101	22		16	8	8	8	1	35	
11	＃１１３４隊舎	P型1級（12回線）×１	108	16		24	9	9	9	1	37	
12	＃１１３５隊舎	P型1級（12回線）×１	108	16		25	9	9	9	1	37	
13	＃１１３９隊舎	P型1級（15回線）×１	73	10		14	4	4	4	1	24	
14	＃１３０１厨房	P型1級（21回線）×１	160	73	4	6	7	7	7	1		27
15	＃１３０４倉庫	P型1級（3回線）×１	36				2	2	3	1		
16	＃１３０６工場	P型1級（26回線）×１	202	22	37	10	12	12	12	1	92	9
17	＃１３１１工場	P型1級（4回線）×１	18	2		11	2	2	3	1	2	
18	＃１３１２倉庫	P型1級（4回線）×１	4		3	2	2	2	2	1		
19	＃１３１３倉庫	P型1級（2回線）×１	2		3		2	2	1	1		
20	＃１３１４倉庫	P型1級（5回線）×１	30	1		11	2	2	2	1	3	
21	＃１３１５倉庫	P型1級（4回線）×１	10	2		17	2	2	2	1		
22	＃１３２３西体育館	P型1級（8回線）×１		2		44	7	7	7	1		27
23	＃２１１１隊舎	P型1級（12回線）×１	130	5		20	10	10	10	1		
24	＃２１１２隊舎	P型1級（14回線）×１	138	10		26	9	9	9	1	29	
25	＃２１１３倉庫	P型1級（4回線）×１	24	6		2	2	2	2	1		
26	＃２１１４隊舎	P型1級（14回線）×１	107	28		20	11	11	11	1	14	
27	＃２１１５隊舎	P型1級（15回線）×１	140	5		20	10	10	10	1		
28	＃２１１９医務室	P型1級（2回線）×１	34	12		5	2	2	2	1		9
29	＃２１３１東厚生センター	P型1級（5回線）×１	33	5		11	3	3	3	1		14
30	＃２１３２隊舎	P型1級（10回線）×１	92	22		16	8	8	8	1	32	
31	＃２１３７隊舎	P型1級（10回線）×１	101	17		25	8	8	8	1	30	
32	＃２１３９隊舎	P型1級（12回線）×１	95	21		16	8	8	8	1	30	
33	＃２１４４隊舎	P型1級（10回線）×１	71	25		13	6	6	6	1	29	
34	＃２１４８隊舎	P型1級（10回線）×１	61	20		13	9	9	9	1	27	
小　計			2,649	453	47	562	220	220	222	34	586	91

１　本紙は点検等対象設備でその代表的なものを記載したものであり点検項目・要領を示すものではない。
２　本紙に記載された設備以外（配線等）についても告示で示された内容について点検を実施するものとする。
３　次頁以降も同様とする。

役務名	駐屯地消防設備保守点検役務	図面番号	2／5
種　別	保守点検対象設備一覧表（自火報等１）	縮　尺	
陸上自衛隊東千歳駐屯地	令和８年１０月２７日		

	点検施設	受信機	熱感知器			煙感知器	発信機	表示灯	電鈴	蓄電池	誘導標識	誘導灯
			差動式	定温式	差動分布式	光電式						
35	＃２３０８プール	P型2級（3回線）×１	3	8		2	3	3	3	1	3	
36	＃２３１０訓練センター	P型1級（7回線）×１	35	6		13	2	2	2	1	3	
37	＃２３１１保管庫	P型1級（5回線）×１	39	3		3	2	2	2	1	13	
38	＃２３２０工場	P型1級（8回線）×１	36	9		21	4	4	6	1	4	
39	＃２３２５工場	P型1級（13回線）×１	40	14	20	41	7	7	7	1	9	
40	＃２３２７倉庫	P型1級（2回線）×１	9	1	3		1	1	1	1	2	
41	＃２３２８第２厨房	P型1級（16回線）×１	144	53		12	6	6	6	1		19
42	＃２３３０工場	P型1級（7回線）×１	33	10	10	2	3	3	3	1	25	
43	＃３１０１教場	P型1級（3回線）×１	32			4	2	2	2	1	3	
44	＃３１０６隊舎	P型1級（9回線）×１	42	13		13	9	9	9	1	22	
45	＃３１０８北厚生センター	P型1級（6回線）×１	26	9		6	4	4	4	1		12
46	＃３１０９隊舎	P型1級（12回線）×１	116	21		20	9	9	9	1	23	
47	＃３１１２隊舎	P型1級（8回線）×１	48	14		13	4	4	4	1	24	
48	＃３１１５隊舎	P型1級（13回線）×１	75	21		22	10	10	10	1	48	
49	＃３１１６隊舎	P型1級（14回線）×１	80	33		18	10	10	10	1	53	
50	＃３１１７隊舎	P型1級（13回線）×１	94	47		21	10	10	10	1	58	
51	＃３１２０保管庫	P型2級（1回線）×１	1			2			5			
52	＃３１２１隊舎	（#3106隊舎（8回線））	28	11		8	4	4	4	1	14	
53	＃３１２３隊舎	P型1級（30回線）×１	126	10		44	8	8	8	1	35	
54	＃３１２４隊舎	P型1級（50回線）×１	196	11		70	10	10	10	1	83	
55	＃３２１６ホール	P型1級（12回線）×１	68	7		14	4	4	4	1	18	
56	＃３３０１保管庫	P型1級（5回線）×１	6	4		22	2	2	2	4		8
57	＃３３０３第３厨房	P型1級（13回線）×１	70	61		23	4	4	4	1	33	
58	＃３３０４倉庫	P型1級（2回線）×１	30				2	2	5	1		
59	＃３３０６工場	P型1級（10回線）×１	93	12	12	7	3	3	3	1	21	12
60	＃３３０８倉庫	P型1級（7回線）×１	110							1		
61	＃３３１１工場	P型1級（5回線）×１	20	4		8	1	1	2	1		
62	＃３３１４保管庫	P型1級（6回線）×１	23	9	9	5	2	2	2	1		
63	＃３３１５北体育館	P型1級（8回線）×１	12	5		33	8	8	8	1		21
64	＃３３１６車両保管庫	P型1級（4回線）×１	26	7	6		2	2	2	1	11	
65	＃８１２８隊舎	P型2級（2回線）×１	17	6		2	1	1	1	1		
小　計			1,678	409	60	449	137	137	148	33	505	72
合　計			4,327	862	107	1,011	357	357	370	67	1,091	163

役務名	駐屯地消防設備保守点検役務	図面番号	3／5
種　別	保守点検対象設備一覧表（自火報等２）	縮　尺	
陸上自衛隊東千歳駐屯地	令和８年１０月２７日		

	点検施設	ポンプ場所	ポンプ	水槽	ホース規格	消火栓設置数	ホース本数	ポンプモーター	操作盤	起動ｽｲｯﾁ	表示灯	表示盤	呼水装置	警報盤
1	＃１１０２隊舎	＃1102	3.7kW×1	7.20㎥	屋内40mm×15m	9	18	1	1	1	9	1	1	1
2	＃１１０３隊舎				屋内40mm×15m	6	12				6			
3	＃１１２８渡廊下				屋内40mm×15m	1	2				1			
4	＃１１０６隊舎	＃1107	3.7kW×1	6.24㎥	屋内40mm×15m	9	18	1	1	1	9	1	1	1
5	＃１１０７隊舎				屋内40mm×15m	9	18				9			
6	＃１１１９浴場				屋内40mm×15m	1	2				1			
7	＃１４１９講堂				屋内40mm×15m	1	2				1			
8	＃１１１１庁舎	＃1111	5.5kW×1	6.00㎥	屋内40mm×15m	6	12	1	1	1	6	1	1	1
9	＃１１２４渡廊下				屋内40mm×15m	1	2				1			
10	＃１１１３庁舎	＃11113	5.5kW×1	6.00㎥	屋内40mm×15m	9	18	1	1	1	9	1	1	1
11	＃１１１６隊舎	＃1116	5.7kw×1	6.00㎥	屋内40mm×15m	8	16	1	1	1	8	1	1	1
12	＃１１１８渡廊下				屋内40mm×15m	2	4				2			
13	＃１１２６隊舎				屋内40mm×15m	8	16				8			
14	＃１３０１厨房	＃1301	3.7kW×1	8.12㎥	屋内40mm×15m	7	14	1	1	1	7	1	1	1
15	＃１３１３工場				屋内40mm×15m	2	4				2			
16	＃１３２３西体育館	＃1323	5.5kW×1	6.37㎥	屋内40mm×15m	7	14	1	1	1	7	1	1	1
17	＃１３０６工場	＃1306	5.5kW×1	5.91㎥	屋内30mm×30m	4	4	1	1	1	4	1	1	1
18	＃１１３４隊舎	＃1134	7.5kW×1	7.20㎥	屋内30mm×30m	9	9	1	1	1	9	1	1	1
19	＃１１３５隊舎				屋内30mm×30m	8	8				8			
20	＃１１３６渡廊下				屋内30mm×30m	1	1				1			
21	＃２１１１隊舎	＃2112	3.7kW×1	5.91㎥	屋内40mm×15m	9	18	1	1	1	9	1	1	1
22	＃２１１２隊舎				屋内40mm×15m	9	18				9			
23	＃２１４７渡廊下				屋内40mm×15m	1	2				1			
24	＃２１１４隊舎	＃2132	2.2kW×1	6.32㎥	屋内40mm×15m	9	18	1	1	1	9	1	1	1
25	＃２１３２隊舎				屋内40mm×15m	8	16				8			
26	＃２１３９隊舎				屋内40mm×15m	8	16				8			
27	＃２１１５隊舎				屋内40mm×15m	9	18				9			
28	＃２１１９医務室	＃2119	3.7kW×1	6.29㎥	屋内40mm×15m	2	4	1	1	1	2	1	1	1
29	＃２１３７隊舎	＃2137	3.7kW×1	5.40㎥	屋内40mm×15m	8	16	1	1	1	8	1	1	1
30	＃２１３８渡廊下				屋内40mm×15m	1	2				1			
31	＃２１４４隊舎	＃2144	5.5kW×1	6.24㎥	屋内40mm×15m	6	12	1	1	1	6	1	1	1
32	＃２３２０工場	＃2320	3.7kW×1	6.00㎥	屋内40mm×15m	2	4	1	1	1	2	1	1	1
33	＃２３２５工場	＃2325	2.2kW×1	6.47㎥	屋内40mm×15m	2	4	1	1	1	2	1	1	1
小　計						182	342	16	16	16	182	16	16	16

役務名	駐屯地消防設備保守点検役務	図面番号	4／5
種　別	保守点検対象設備一覧表（屋内消火栓１）	縮　尺	
陸上自衛隊東千歳駐屯地	令和８年１０月２７日		

	点検施設	ポンプ場所	ポンプ	水槽	ホース規格	消火栓設置数	ホース本数	ポンプモーター	操作盤	起動ｽｲｯﾁ	表示灯	表示盤	呼水装置	警報盤
34	＃２３２８第２厨房	＃2328	3.7kW×1	5.35㎥	屋内40㎜×15m	5	10	1	1	1	5	1	1	1
35	＃２３３０工場	＃2330	3.7kW×1	3.12㎥	屋内30㎜×30m	2	2	1	1	1	2	1	1	1
36	＃２１４８隊舎	＃2148	5.5kW×1	6.25㎥	屋内30㎜×30m	7	7	1	1	1	7	1	1	1
37	＃３１０６隊舎	＃3106	3.7kW×1	6.36㎥	屋内40㎜×15m	6	12	1	1	1	6	1	1	1
38	＃３１２１隊舎				屋内40㎜×15m	4	8	1	1	1	4	1	1	1
39	＃３１０９隊舎	＃3109	5.5kW×1	6.24㎥	屋内40㎜×15m	8	16	1	1	1	8	1	1	1
40	＃３１１０浴場				屋内40㎜×15m	1	2				1			
41	＃３１１２隊舎				屋内40㎜×15m	4	8				4			
42	＃３１１５隊舎	＃3115	5.5kW×1	5.30㎥	屋内40㎜×15m	10	20	1	1	1	10	1	1	1
43	＃３１１６隊舎	＃3116	5.5kW×1	5.30㎥	屋内40㎜×15m	10	20	1	1	1	10	1	1	1
44	＃３１１７隊舎	＃3117	5.5kW×1	6.20㎥	屋内40㎜×15m	10	20	1	1	1	10	1	1	1
45	＃３２１６ホール	＃3103	11kW×1	6.00㎥	屋内40㎜×15m	4	8	1	1	1	25	1	1	1
46	＃３２２０隊舎				屋内40㎜×15m	1	2				1			
47	＃３３１４保管庫	＃3314	3.7kW×1	8.00㎥	屋内40㎜×15m	2	4	1	1	1	2	1	1	1
48	＃３３０３第３厨房	＃3303	3.7kW×1	6.44㎥	屋内40㎜×15m	4	8	1	1	1	4	1	1	1
49	＃３３１５北体育館	＃3315	3.7kW×1	6.50㎥	屋内40㎜×15m	8	16	1	1	1	8	1	1	1
50	＃３３０６工場	＃3306	3.7kW×1	3.12㎥	屋内30㎜×30m	2	2	1	1	1	2	1	1	1
51	＃３１２３隊舎	＃3123	5.5kW×1	5.69㎥	屋内30㎜×30m	8	8	1	1	1	8	1	1	1
52	＃３１２４隊舎	＃3124	5.5kW×1	7.06㎥	屋内30㎜×30m	10	10	1	1	10	10	1	1	1
小　計						106	183	16	16	25	127	16	16	16
合　計						288	525	32	32	41	309	32	32	32

役務名	駐屯地消防設備保守点検役務	図面番号	5／5
種　別	保守点検対象設備一覧表（屋内消火栓２）	縮　尺	
陸上自衛隊東千歳駐屯地	令和８年１０月２７日		

別　紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

価 格 調 査 依 頼 書

令和8年10月28日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太
TEL(0123)23-5131　内線3441
FAX（0123）23－3642
担当　桶屋

件名：駐屯地消防設備点検役務

Ｎｏ.	品　　名	規　　格	数量	単位	金　　額
1	駐屯地消防設備点検役務	仕様書のとおり	1	ST	
		以下余白			

価格調査依頼に御協力頂けますようお願いします。

※　本見積は消費税抜きの価格を記載して下さい。<u>内訳書の添付もお願いします</u>

※　提出期限：令和８年１１月９日（月）１７００まで（会計隊へＦＡＸでの回答）お願いします。

業　　者　　名

印